

制定 2006年9月24日

改定 2010年3月23日

改定 2014年3月29日

日本物理学会賞若手奨励賞 領域10 選考要項

日本物理学会賞若手奨励賞の選考の基準は物性領域の統一規定に準ずることとする。すなわち、

1. 授賞の対象

1 篇または複数篇の論文で公表された研究業績
ただし、その研究内容（またはその一部）が、日本物理学会において領域10で登壇者として口頭またはポスターで発表されていること。

2. 応募資格

応募の時点で日本物理学会会員であること。
原則として受賞年度の4月1日の時点において40歳未満であること。これは、出産、育児、休暇、民間企業からの移動などにより研究を中断するなどの事情がある場合を考慮している。

3. 審査の基準

公表された論文（掲載決定済みを含む）の評価を基本とする。日本物理学会における発表、他の学会、国際会議での発表内容などを総合的に判断し、優れた研究を行ったこと、研究者としての将来性が評価できることを確認する。また、当該業績について候補者が主要な役割を果たしていることを条件とする。

4. 応募と審査の方法

応募は自薦および推薦による。審査委員会は、候補者について必要な書類の提出を求め、審査する。提出書類は、履歴書、発表論文リスト、対象論文のコピー、学会発表の概要のコピー、推薦書（または自薦書）、その他必要と思われる書類。なお、推薦者は同一の候補者を同じ年度に複数の領域に推薦すること、同一の領域に複数名の候補者を推薦することはできない。自薦の場合は同じ年度に複数の領域に応募することはできない。

5. 審査委員

審査委員会は、領域毎で選出され日本物理学会の承認を受けた委員で構成する。分野のバランスなどに配慮した委員構成とする。審査委員は候補者を推薦することができるが、審査委員の関係者が候補者の場合は審査委員会での審議の時に退席する。関係者の範囲は審査委員会で判断する。

6. 選考要項の変更

本要項は、審査委員会の議を経て日本物理学会理事会の承認により変更することができる。ただし、変更内容について領域 10 のインフォーマルミーティングで報告すること。

制定 2006年9月24日

改定 2010年3月23日

改定 2014年3月29日

日本物理学会賞若手奨励賞 領域10選考細則

1. 審査委員会

審査委員会は、審査開始時の領域代表、副代表および領域代表が委嘱する4名の委員で構成し、領域代表が委員長となる。審査委員の任期は2年とし、任期後2年間は再任できないものとする。次期の審査委員は、現審査委員会において決定する。この際、全委員で領域10の4分野を包含するように配慮する。委員の氏名は日本物理学会に報告する。委員の氏名は任期内の選考が終了した後、領域10のWebページにて公表する。審査委員は候補者を推薦することができるが、審査委員の関係者が候補者の場合は審査委員会での審議の時に退席する。関係者の範囲は審査委員会で判断する。

2. 公募方法

毎年度1回公募し、受賞者が特別講演をする年次大会の6ヶ月以上前に締め切りとする。公募文は領域10のWebページに掲載するとともにメーリングリストなどを用いて領域10関係者に推薦、自薦を呼びかける。年次大会、分科会における座長などに推薦を促す。

3. 応募方法

応募は自薦および推薦による。提出書類は、履歴書、発表論文リスト、対象論文のコピー(3篇以内)、該当する学会発表の概要のコピー(数の制限なし)および推薦書(または自薦書)。以上を審査委員長に郵送(締切日までに必着)する。該当する学会発表は登壇者または筆頭者でなければならない。なお、若手奨励賞を受賞したことのある者は若手奨励賞に応募することはできない。

4. 推薦書の様式

文書作成年月日、候補者氏名、所属(勤務先、身分および所在地)、候補者連絡先(電話、FAX、電子メール)など、(推薦の場合、推薦者氏名、推薦者所属(勤務先、身分および所在地)、推薦者連絡先(電話、FAX、電子メール)、推薦

者との関係), 研究題目, 推薦 (または自薦) 理由 (和文 (2,000 字以内) または英文), 応募資格を満たすことを示す書類 (学会会員番号, 年齢の記載のある証明書のコピーなど)

5. 審査の手続き

審査委員長は, 年齢, 年齢特例, 会員資格などの応募資格を満たさない者を除外し, 提出論文または学会発表記録が, 過去に日本物理学会若手奨励賞の対象 (領域を問わず) となっていないことを確認, 次に審査委員会において内容の審査を行う. 最終候補者の選定は合議制を原則とするが, 投票によって決定することも可とする. 審査委員は, 候補者選定作業において査読者を委嘱し, 参考意見を聴取することができる. 審査委員と近い関係 (共著者, 師弟関係, 同じ部門, 親戚関係など) にある候補者の審査に加わることはできない (委員は自己申告すること). 審査委員会での当該候補者の審議の時に退席する. 上限数 (2 名) 以内の候補者を選定し, 審査過程の報告を付して日本物理学会理事会に報告する.

6. 選考細則の変更

本細則は, 審査委員会の議を経て日本物理学会理事会の承認により変更することができる. ただし, 変更内容について領域 10 のインフォーマルミーティングで報告すること.